

第3回子どもの権利条例市民モニター会議 ～中学生と大人が共に語る子どもの権利～



子どもの権利に関する条例第16条により、第3回子どもの権利条例市民モニター会議を3月18日に開催しました。

会議ではまず、平成28年度に行った2つの事業「せんなん子ども会議」と「キッズカフェ」について、それぞれの事業に携わった子ども会議のメンバーが事業内容を報告しました。その報告を受けて、市民モニターが「子どもたちは主体的に取り組めたのか」「意見表明はできたのか」「大人は子どもを支えるパートナーとなることができたのか」等についての検証を行いました。

せんなん子ども会議

「サザンびあ子どもアート」について

・子どもが考えたデザインで、当日多くの方に色塗りを楽しんでもらえた
・子どもの意見を尊重しながら話合うことができ、自分の思いを表現できた
・子どもたちでやり遂げたという充実感、達成感が大きかった



キッズカフェについて

・子どもが考えたメニューの中で、保健所の許可を得られるものを選ぶ際に大人のサポートを得た
・料理の味や色彩を、大人に助言をもらいながら工夫した
・子どもが店員となり、丁寧な接客ができた



反省点

・もっといろんな学校からの参加者を増やし、他校の子どもたちとも交流をはかりたい
・小学生が多かったので、幼児から18歳までの幅広い年代のメンバーで活動を進めたい
・子どもの権利についてもっと理解を深めたい

市民モニター会議を終えて…

今回の市民モニター会議では、子どもたちが主体的に取り組んだ事業についてたくさんの報告を聞くことができました。そして、どの事業も、子どもの権利に関する条例に基づいた取組みがなされていたと、検証することができました。

ある大人モニターからは、「元気をもらった」「こんなにいろいろなこと

を考えている子どもたちがいるなんて、泉南市の未来は明るい」という意見が出され、今回もこの会議をとおして、「子どもたちには大人の想像を超えた、行動力や考える力がある」ということがわかりました。

今後も、子どもの権利に関する条例やそれに関する取組みについて、より多くの方々に知ってもらう機会をつくりたいと考えています。



【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課）
☎ 483-3672 / FAX483-7306
/ e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp